

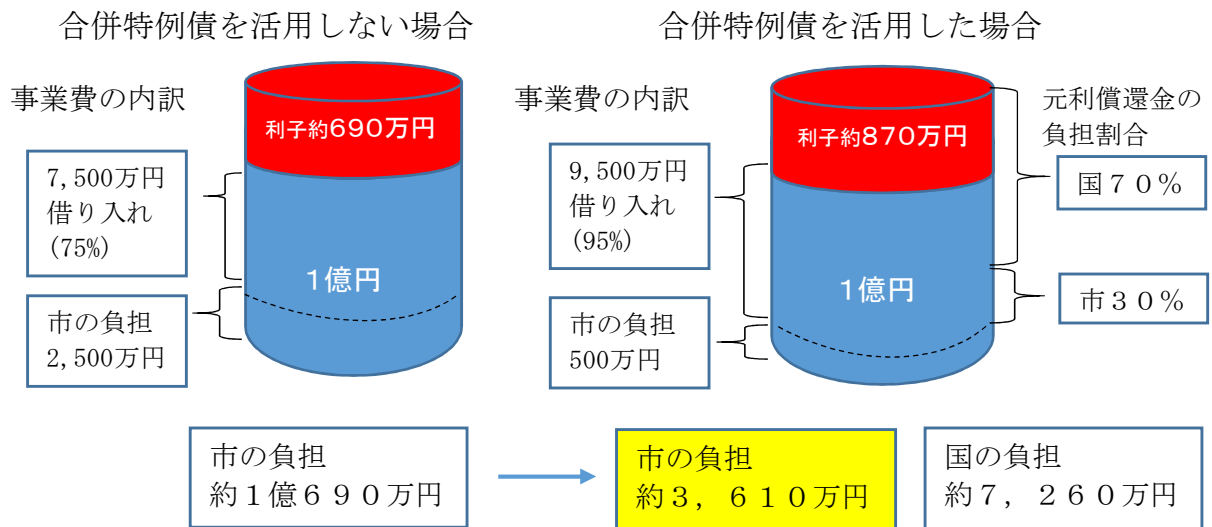
合併特例債及び他市の状況について

1 合併特例債について

(1) 合併特例債とは

合併した市町村が合併後10年間（計画の変更により5年間の延長が可能）に限り使える地方債（借入金）ですが、事業費の95%までを借り入れることができ、元利償還金（元金と利子を合わせて返すお金）の70%が普通交付税で市に入ってくる有利なものです。

(例) 1億円の事業（年利1%，15年返済）



(2) 合併特例債の適用期限

現状，平成26年度まで。今後，市議会の議決を得て5年間延長し，平成31年度までとなる予定。

(3) 整備案別の概算費用負担

合併特例債を活用した場合

単位：百万円

区 分	耐震補強・改修	補強・建替え	建 替 え		
	第1案	第2案	第3案	第4案	第5案
①庁舎整備費	3,234	7,810	6,337	7,884	6,196
(②合併特例債)	(2,003)	(6,609)	(5,139)	(6,104)	(5,113)
③国 借入金の70%	1,402	4,626	3,597	4,273	3,579
④市	1,832	3,184	2,740	3,611	2,617

合併特例債を活用しない場合

⑤市	3,234	7,810	6,337	7,884	6,196
----	-------	-------	-------	-------	-------

※ 利子は含まれていません。

※ 第1・2案は35年後には庁舎の一部又は全部を建替えることとしていますが，合併特例債は適用できません。

※ 第5案は，別途用地取得等が含まれておりません。

2 県内の合併特例債を活用した庁舎整備の状況について

市	旧庁舎 建設年	新庁舎 建設年	建替時 築年数	合併年月日
三次市	昭和30年	平成26年度末完成予定	約60年	平成17年3月31日
呉市	昭和37年	平成27年完成予定	約53年	平成17年3月20日
庄原市	昭和32年	平成21年完成	約52年	平成16年4月1日
東広島市	昭和45年	平成24年完成	約42年	平成17年2月7日
安芸高田市	増設	平成19年完成	—	平成16年3月1日
三原市	昭和40年※			平成17年3月22日

※ 平成32年時点では，築55年経過